

岩倉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者への虐待の防止並びに被虐待者の早期発見、被虐待者及び家族への支援を目指し、地域の関係機関等が相互に連携を図るため、岩倉市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 地域における高齢者虐待防止のためのネットワークの形成及び運用に関すること。
- (2) 年間の事業計画を定めるとともに、事業の計画的な実施に関すること。
- (3) 処遇困難ケースに関すること。
- (4) 地域住民への広報及び普及活動に関すること。
- (5) その他高齢者虐待防止に関すること。

(組織)

第3条 委員は、別表第1に掲げる者で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条に規定する者のうちから選任された委員は、その職を離れたときは、委員の職を失う。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、運営委員会の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会)

第6条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、運営委員会に関係者を出席させ、説明を求めることができる。

(高齢者虐待防止ネットワーク会議)

第7条 第2条の所掌事務について具体的な検討を行うため、必要が生じたときには、高齢者虐待防止ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

2 ネットワーク会議の構成員は、別表第2に掲げる者及び機関の実務担当者で組織する。

3 長寿介護課長は、問題事案に関係する構成員に対し、ネットワーク会議を召集する。

4 ネットワーク会議の議長は、長寿介護課長とする。

5 ネットワーク会議は、具体的な問題事案について、関係機関から情報を収集し、適切な支援方針等のケース検討を行う。

(秘密の保持)

第8条 運営委員会の委員及びネットワーク会議の構成員、職務上知り得た個人の秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 運営委員会及びネットワーク会議の庶務は、福祉部長寿介護課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

構 成
岩倉市医師会代表
江南保健所代表
江南警察署代表
民生委員児童委員協議会代表
人権擁護委員代表
岩倉市社会福祉協議会会長
介護保険サービス事業者代表
介護相談員代表
地域包括支援センター代表
福祉部長

別表第2（第7条関係）

構 成
長寿介護課長
江南警察岩倉幹部交番
民生委員児童委員
地域包括支援センター
介護支援専門員
介護保険サービス事業者
その他連携して対応することが必要と認める者